

奥州市上下水道事業告示第2号

奥州市水洗化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月6日

奥州市長 倉 成 淳

奥州市水洗化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公共下水道及び農業集落排水への接続率向上、市営浄化槽による水洗化の促進並びに生活環境の保全を図るため、公共下水道、農業集落排水又は市営浄化槽（以下「公共下水道等」という。）に接続し水洗化する者に対し、奥州市上下水道事業補助金交付規程（令和2年奥州市上下水道事業管理規程22号）第2条においてその例によることとされる奥州市補助金交付規則（平成18年奥州市規則第59号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより奥州市水洗化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) くみ取便槽 くみ取便所の便槽（簡易水洗式便所の便槽を含む。）をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (3) 専用住宅 自己が所有し、又は共有し、かつ、自己が居住する専用住宅又は店舗等併用住宅のうち居住面積が当該建物全体の2分の1以上となるものをいう。
- (4) 宅内配管工事 くみ取便槽又は単独処理浄化槽（以下「くみ取便槽等」という。）を撤去し水洗化する場合における専用住宅からの汚水を公共ます又は浄化槽に流入させるために必要な排水管、浄化槽からの処理水の放流管及びますの設置に係る工事（奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条第1項に規定する工事指定店が行う工事に限る。）をいう。
- (5) 供用開始日 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき公示した供用を開始すべき日又は奥州市農業集落排水施設条例（平成18年条例第284号）第4条の規定に基づき告示した供用を開始すべき日をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、専用住宅において実施する工事であって、次に掲げるものとする。ただし、家屋の構造を変える増築又は改築を伴うものは、補助事業としない。

- (1) くみ取便槽の撤去
- (2) くみ取便槽の撤去及び宅内配管工事
- (3) 単独処理浄化槽の撤去

(4) 単独処理浄化槽の撤去及び宅内配管工事
(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納期限の到来した市税、奥州市下水道事業受益者負担金、奥州市下水道事業受益者分担金、奥州市農業集落排水事業分担金及び浄化槽分担金を完納している者
- (2) くみ取便槽等の撤去又は宅内配管工事について国、地方公共団体等が実施する他の制度により、補助事業に係る経費の補助等を受けていない者
- (3) 補助金の交付申請以前に公共下水道等に接続していない者
- (4) 補助事業の属する年度の2月末までに事業内容が終わるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の内容に応じ、当該各号で定める額とする。

- (1) くみ取便槽の撤去 当該撤去に要する経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、9万円を限度とする。ただし、供用開始日から3年を超える場合は、限度額を4万5千円とする。
- (2) 単独処理浄化槽の撤去 当該撤去に要する経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、12万円を限度とする。ただし、供用開始日から3年を超える場合は、限度額を6万円とする。
- (3) 宅内配管工事 当該工事の屋外埋設管に係る工事延長距離から10メートルを減じて得た距離（その距離に1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた距離）に、1メートル当たり5,000円を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、供用開始日から3年を超える場合は、限度額を15万円とする。
(提出書類等)

第6条 規則の規定により提出する書類及びこれに添付する書類並びに当該書類の提出期日は、別表のとおりとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項に規定する軽微な変更は、補助金の額の変更を伴わない変更とする。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付申請者は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の属する年度の2月末のいずれか早い日までに、奥州市水洗化促進事業実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 適正に工事が行われたことを証する施工状況の写真
- (3) 工事に係る契約書の写し
- (4) 工事に係る領収書又は請求書の写し
- (5) 宅内配管工事の経路及び延長を示した竣工図（宅内配管工事に係る補助金の交付決定を受けている場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する書類が提出されたときは、当該書類の審査及び現地調査を行い、補助事業の完了を確認するものとする。

（告示の失効）

第9条 この告示は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第6条関係）

条項	提出書類	提出期日
規則第4条の規定による書類	奥州市水洗化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	別に定める。
	(1) 事業計画（実績）書（様式第2号）	
	(2) 工事場所の案内図	
	(3) 敷地内排水系統を含んだ建築物の案内図	
	(4) 撤去するくみ取便槽等の位置図及び写真	
	(5) くみ取便槽等の撤去に係る見積書の写し	
	(6) 宅内配管工事の経路及び延長を示した平面図及び縦断図（宅内配管工事に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）	
	(7) 宅内配管工事に係る見積書の写し（宅内配管工事に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）	
	(8) その他市長が必要と認める書類	
規則第6条第1項の規定による書類	奥州市水洗化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）	別に定める。
	(1) 変更後の事業計画（実績）書（様式第2号）	
	(2) その他市長が必要と認める書類	
規則第13条第1項の規定による書類	奥州市水洗化促進事業補助金交付請求書（様式第5号）	別に定める。

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

奥州市水洗化促進事業補助金交付申請書

奥州市水洗化促進事業補助金の交付を受けたいので、奥州市補助金交付規則（平成18年規則第59号）第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、私は、奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条第1項に規定する暴力団関係者でないことを誓約し、私の市税、奥州市下水道事業受益者負担金、奥州市下水道事業受益者分担金、奥州市農業集落排水事業分担金及び浄化槽分担金の納付状況について調査を受けることに同意します。

施工場所	
交付申請額	金 円
事業内容	1 くみ取便槽の撤去 2 くみ取便槽の撤去及び宅内配管工事 3 単独処理浄化槽の撤去 4 単独処理浄化槽の撤去及び宅内配管工事

※事業内容は、対象に○を記載

添付書類

- ・ 事業計画（実績）書（様式第2号）
- ・ 工事場所の案内図
- ・ 敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
- ・ 撤去するくみ取便槽等の位置図及び写真
- ・ くみ取便槽等の撤去に係る見積書の写し
- ・ 宅内配管工事の経路及び延長を示した平面図及び縦断図
（宅内配管工事に係る補助金の交付を申請する場合）
- ・ 宅内配管工事に係る見積書の写し
（宅内配管工事に係る補助金の交付を申請する場合）
- ・ その他市長が必要と認める書類

事業計画（実績）書

施工場所	
申請者住所	
申請者氏名	
事業内容	1 くみ取便槽の撤去 2 くみ取便槽の撤去及び宅内配管工事 3 単独処理浄化槽の撤去 4 単独処理浄化槽の撤去及び宅内配管工事
供用開始	1 供用開始日から3年以内 2 供用開始日から3年を超える
工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工事施工者	(くみ取便槽又は単独処理浄化槽の撤去) 名 称 所在地 (宅内配管工事) 名 称 所在地
屋外に係る 宅内配管工事の延長	m (うち補助対象延長 m)
補助対象経費の総額	金 円 (内訳) 1 くみ取便槽の撤去 円(うち補助金 円) 2 単独処理浄化槽の撤去 円(うち補助金 円) 3 宅内配管工事 円(うち補助金 円)
補助金交付申請 (決定) 額	金 円

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 住所

氏名

奥州市水洗化促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおりその内容等を変更（中止・廃止）したいので、奥州市補助金交付規則（平成18年規則第59号）第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	

添付書類

- ・ 変更後の事業計画（実績）書（様式第2号）
- ・ その他市長が認める書類

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 住所

氏名

奥州市水洗化促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助金について、次のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

施工場所	
補助金交付決定額	金 円
事業内容	1 くみ取便槽の撤去 2 くみ取便槽の撤去及び宅内配管工事 3 単独処理浄化槽の撤去 4 単独処理浄化槽の撤去及び宅内配管工事
完成年月日	年 月 日

※ 事業内容は、対象に○を記載

添付書類

- ・ 事業計画（実績）書（様式第2号）
- ・ 適正に工事が行われたことを証する施工状況の写真
（工事着工前、施工中、工事完了後の状況が確認できるもの）
- ・ 工事に係る契約書の写し
- ・ 工事に係る領収書又は請求書の写し
- ・ 宅内配管工事の経路及び延長を示した竣工図
（宅内配管工事に係る補助金の交付決定を受けている場合）
- ・ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

奥州市長 宛

申請者 住所

氏名

奥州市水洗化促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助金について、事業が完了したので、補助金の交付を請求します。

1 請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関	銀行 金庫 農協 (ゆうちょ銀行は3桁の漢数字)								本店 支店	
預金種別	普通	・	当座	口座番号 (右詰めで記入)						
(フリガナ)	-----									
口座名義										

※ 口座名義は申請者本人に限る。